

長期所得補償制度

(団体長期障害所得補償保険)

申込
締切

毎月加入可

毎月15日までのお申込みで、
翌月1日0:00より補償開始
(2027年10月1日16:00まで補償)



長期所得補償制度は、傷病により長期間働けなくなった場合も私たちの生活がダメージを受けることなくように補償を行う制度です。

“会員の皆様が生活の心配をすることなく療養に専念できる環境を創り出し、早期の就労復帰を支援すること”を目的としています。(本制度は個人では加入できない制度です。)

1 保険金は非課税

保険金は非課税です。所得税及び住民税の対象となりません。

2 60才・65才・70才満了からお選びいただけます。

病気やケガによる就業障害で、連続して休みはじめた日から免責期間を超えても、仕事ができない状態が続いている場合に、補償を行います。傷病が回復し職場に復帰できるようになるまでの期間、てん補期間満了まで補償を行います。

※てん補期間は60才満了・65才満了・70才満了の3プランから選択いただけます。ただし免責期間の終了日の翌日から起算したてん補期間満了日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。

※てん補期間とは保険金をお支払いできる期間です。

※精神障害による就業障害の場合には、てん補期間にかかわらず、保険金のお支払いは24か月が限度となります。

3 復帰後の保険金の受取り

傷病が回復したけれども障害が残って以前と同じように仕事ができない、また治療を継続しながら業務に復帰しているけれども完全には仕事ができないなど、一部業務に復帰しているが所得が20%超減少している場合に、保険金はその減少割合に応じて継続して支払われます。

4 退会後の保険金の受取り

傷病が原因でやむを得ず社会保険労務士の登録を抹消する場合でも、保険金のお支払い条件が満たされるかぎり継続して保険金をお支払いします。



< 免責期間30日／てん補期間60才満了の例 >

月額保険料例 (単位: 円)	30～34才		40～44才		50～54才	
	DA1(男性)	DA2(女性)	DA1(男性)	DA2(女性)	DA1(男性)	DA2(女性)
定額40万円	7,404	7,616	11,960	13,636	15,376	16,168
定額30万円	5,553	5,712	8,970	10,227	11,532	12,126
定額20万円	3,702	3,808	5,980	6,818	7,688	8,084
定額10万円	1,851	1,904	2,990	3,409	3,844	4,042

< 免責期間372日／てん補期間60才満了の例 >

月額保険料例 (単位: 円)	30～34才		40～44才		50～54才	
	HA1(男性)	HA2(女性)	HA1(男性)	HA2(女性)	HA1(男性)	HA2(女性)
定額40万円	3,104	3,156	5,360	6,664	8,244	9,388
定額30万円	2,328	2,367	4,020	4,998	6,183	7,041
定額20万円	1,552	1,578	2,680	3,332	4,122	4,694
定額10万円	776	789	1,340	1,666	2,061	2,347

『長期あんしんプラン』

国保の場合、「傷病手当金」がないため、就業障害発生後、速やかに所得減少への対応が必要となる一方、多くの方が少なくとも約1か月の所得減少をしのぐ貯蓄があるという想定で、**免責期間を30日**で設定しました。

『あんしんリレープラン』

「休業・療養／傷害給付制度」では支払限度期間1年間(365日)・免責期間7日となっていることから、補償が途切れることなく、重複することのない**免責期間は372日**で設定しています。

ご確認ください

全国社会保険労務士連合会共済会の「休業・療養／傷害給付制度」(団体総合生活保険)

(引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社)の **A** 休業給付または **B** 療養給付(短期所得補償保険)にご加入の方、または、免責期間372日をご希望の方は、こちらの『あんしんリレープラン』にご加入ください。

『ムダなくあんしん+プラン』

こちらの『ムダなくあんしん+プラン』では、補償が重複しないよう、**免責期間は傷病手当金支給限度の547日**で設定しています。

社労士法人や企業に勤務する社労士の方は、所属の健康保険、各種共済組合等から傷病手当金の支給があります。(一般的には標準報酬月額2/3が最長1年6か月支給されます。詳細は勤務先の規定をご確認ください。)

加入
資格

- ① 都道府県会の会員 ② 都道府県会員の事務所に勤務する職員
③ 全国社会保険労務士会連合会および都道府県会の事務局の役員および職員
④ ①～③の方のご家族(家族とは配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居している親族をいいます。)
※④のご家族が加入される場合、お仕事の継続期間や健康保険の種類等を勘案のうえ適切なプランをご選択ください。

補償
期間

申込締切日の
翌月1日0:00から
2027年10月1日16:00まで

この広告は団体長期障害所得補償保険の概要を説明しています。
ご加入にあたっては、下記あてに資料請求をしたうえで、「長期所得補償制度(団体長期障害所得補償保険)重要事項のご説明」をご覧ください。
募集文書は、書面ではなくインターネットでの配布もございます。本制度のお手続き画面(全国社会保険労務士会連合会ホームページの会員専用ページより接続できます)に掲載しており、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照ください。ご加入・変更手続き等は上記より実施ください。従前どおり、書面での募集文書配布を希望される方は代理店までご連絡ください。前年からお加入の皆さまについては、更新時にご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

代理店・扱者	緑富士株式会社 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1 ミツワ小川町ビル7F TEL: 03-5244-5360 [受付時間] 平日9:00～17:00 メール: toiwase@midorifuji.co.jp	引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部営業第一課 東京都中央区日本橋3-5-19 TEL: 03-6877-5213